

公園への犬の連れ込みについて

長野市では3公園（長野運動公園・八幡原史跡公園・真田公園）の一部指定区域を除き、公園への犬の連れ込みは条例で規制していたが、本年6月1日から犀川第2緑地の指定区域でも犬の連れ込みができるよう規則の改正を行いました。

※長野市都市公園条例施行規則の改正

（公布日）平成18年 3月30日

（施行日）平成18年 6月 1日

○ 犀川第2緑地の概要

所在地	長野市大字川合新田（河川敷）
開設面積	24.6ヘクタール
主要施設	野球場、フットボール場、マレットゴルフ場、ゲートボール場、テニスコートなど
指定区域	運動施設を除く公園区域（別紙図面のとおり）

○ 見直しの経過

平成10年の条例及び規則の改正により、3公園の一部区域で犬の散歩ができるようになり、7年が経過したが、近年のペットブーム等により、公園で犬の散歩をしたいという飼い主からの要望が寄せられる反面、公園に犬が入っていると「小さい子供に危険」、「糞が落ちていて困る」という、相反する意見が寄せられていた。そのため、まちづくりアンケート及び公園愛護会長へのアンケートを実施するなど市民意向を確認し、今回の規則改正を行った。

○ アンケート結果

A 「まちづくりアンケート」

（5,000人対象、回収率53.1%：平成17年8月調査）

【 質問事項 】

今後、公園での犬の散歩について、どのようにしていくのが良いと思いますか？。

1 散歩のできる公園を増やすべき	29.8%
2 現状のままでよい	36.4%
3 現在の3公園を含め公園での犬の散歩は禁止するべきである	25.0%
4 その他・無回答	8.8%

意見の分かれる結果となったが、61.4%、約2/3の人が否定的な意見であった。

B 「公園愛護会長対象アンケート」

(402人対象、回収率89.1%：平成17年9月調査)

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 1 散歩のできる公園を増やすべき | 22.3% |
| 2 現状のままでよい | 45.4% |
| 3 現在の3公園を含め公園での犬の散歩は禁止するべきである | 27.6% |
| 4 その他・無回答 | 4.7% |

日頃清掃活動を実施してもらっている方のほうが、公園での犬の散歩については否定的な意見(73.0%)が多い結果となった。糞の放置などマナーの悪さも影響しているものと思われる。

○ 対応方針

上記のアンケート結果からは、現状の規制を継続すべきと判断されるが、まちづくりアンケートで「散歩のできる公園を増やすべき」が約3割あったことを考慮し、「犀川第2緑地」の指定区域においても、犬の連れ込みができるようにする。

〈 犀川第2緑地の選定理由 〉

- * 面積が広く、他の公園利用者に与える影響が少ない
- * 市中心部に近く、駐車スペースが十分にある
- * 遊具が設置されていないため、幼児等を連れた人の利用が比較的少ない

○ 今後の予定

- ・ 5月15日 広報ながの(5/15号)で市民周知
- ・ 5月中旬～下旬 「立入可能区域表示看板」の設置
- ・ 6月1日以降 巡回による状況把握及び指導

問い合わせ先

公園緑地課(宮下) TEL 224-5054